

## 工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算疑義（入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。以下同じ。）の申立てを行う場合の手続について必要な事項を定める。

(申立ての対象)

第2条 積算疑義の申立ての対象となる入札は、本市が発注する工事に係る入札とする。ただし、落札候補者が決定しなかった場合の入札は対象としないこととする。

(申立て手続)

第3条 入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。）は、積算疑義があるときは、金額入り設計書が公開された時から開札日の翌日の午後3時まで、積算疑義を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立ては、市長に対し、積算疑義申立書（別記様式）をファクシミリにより提出する方法で行うものとする。

3 第1項に規定する期間の算定については、休日を定める条例（平成元年横須賀市条例第10号）第1条第1項に掲げる日は算入しない。

4 第1項及び第2項に規定する期間及び提出方法について市長が別に指定した場合においては、この限りでない。

(確認結果の通知)

第4条 市長は、積算疑義の申立ての提出を受けたときは、当該入札に係る落札決定又は入札中止の前までに、積算疑義を申し立てた者に対し、当該疑義を確認した結果を通知するものとする。

(申立ての結果の取扱い)

第5条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いについては、次の各号に掲げる確認結果の区分に応じ、当該各号に定める取扱いをとるものとする。

(1) 積算内容に誤りがなかった場合 当該入札事務の続行

(2) 積算内容に誤りがあった場合 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア及びイに定める取扱い

ア 落札候補者に変更が生じる等当該入札を中止しなければ適切な契約を

締結できないと認められる場合 当該入札の中止

イ 上記ア以外の場合 当該入札事務の続行

- 2 前項第2号アの場合においては、市長は、当該入札において入札書を送付したすべての者に対し当該入札の中止を通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、一般競争入札については施行の日以降に公告する入札から、指名競争入札については同日以後に指名通知する入札から適用する。

別記様式（第3条第2項関係）

積算疑義申立書

年 月 日

(あて先)横須賀市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名  
氏 名  
担当者連絡先



次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

公 告 番 号	
工 事 の 名 称	
開 札 日	
申 立 て 内 容 及 び 理 由	